

第80回 定時株主総会招集ご通知



日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時



場所

神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件


第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

第3号議案 会計監査人選任の件

目次

第80回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	7
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料をウェブサイトに掲載し、そのアドレスなどを書面により通知する「株主総会資料の電子提供制度」が開始されました。本株主総会につきましては、株主様の利便性を考慮し、これまでどおり株主総会資料を書面で郵送いたします。

 兵機海運株式會社

証券コード：9362

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第80回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.hyoki.co.jp/contents/ir/meeting.html>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「兵機海運」又は「コード」に当社証券コード「9362」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - * 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - * 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
 - ②事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③連結株主資本等変動計算書
 - ④連結計算書類の連結注記表
 - ⑤株主資本等変動計算書
 - ⑥計算書類の個別注記表したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
 - * 新型コロナウイルス感染予防のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、「グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定め、安定配当を基本としつつEPS（1株当たり当期純利益）100円を上回る場合は配当性向30%レベル又は1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を方針としております。

この方針に基づき、第80期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき115円とさせていただきますたく存じます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金115円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は136,201,285円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	おおひがし ようじ 大 東 洋 治 (1946年4月24日生)	1970年4月 当社入社 1997年4月 神戸営業部長 2000年6月 取締役神戸第一支店長 2003年6月 常務取締役神戸第一支店長 2004年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	21,800株
2	ひらい きよたか 平 井 清 隆 (1944年9月16日生)	1964年4月 当社入社 1995年4月 水島支店長 1997年6月 取締役中国支店長 2005年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 2010年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 2010年10月 専務取締役営業本部長 2014年10月 安全統括担当（現任） 2016年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	17,500株
3	おおひがし けいじ 大 東 慶 治 (1973年11月2日生)	2002年4月 当社入社 2020年4月 執行役員倉庫部長 2021年4月 執行役員倉庫部長倉庫事業担当 2021年6月 取締役倉庫部長（現任）倉庫事業総括担当 2022年4月 営業副本部長 AEO法令監査責任者（現任） 2022年6月 常務取締役（現任）	2,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	うちだ かずひこ 内田 一彦 (1969年9月30日生)	1988年4月 兵庫県警察 警察官 拝命 2020年4月 兵庫県警察 退職 2020年7月 当社入社 2021年4月 執行役員姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長 2022年6月 取締役(現任) 姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長 2023年4月 管理部担当(現任)	1,000株
5	まつおか かずよし 松岡 和良 (1961年12月6日生) 【新任】	1980年4月 当社入社 2015年7月 姫路支店長(現任) 2019年4月 執行役員(現任)	2,100株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。

なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるあけぼの監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにあると築地有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会があると築地有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点及び当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、公認会計士等として専門性、独立性、監査報酬の水準及び品質管理体制等について総合的に勘案し、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年4月1日現在)

名 称	あると築地有限責任監査法人
事務所所在地	主たる事務所 東京都新宿区新宿一丁目19番7号 その他の事務所 大阪市北区曽根崎新地二丁目6番23号
職員数	代表社員・社員 15名 監査職員 20名 事務職員 3名
沿革	1998年3月 築地監査法人 設立 2007年4月 南平台監査法人を合併 2009年5月 あると監査法人を合併 あると築地監査法人に名称変更 2011年5月 大阪事務所 開設 2016年3月 有限責任監査法人に組織変更

以 上

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスによる行動制限が段階的に緩和され、経済活動が平常へと回復していく明るい兆候が見られました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻が続き、新たな地政学リスクに晒された中での経済活動を余儀なくされました。半導体を始めとする原材料不足による企業の生産スケジュールの混乱、エネルギー資源の高止まり及び食糧供給の不安定化、さらには欧米が実施したインフレ抑制の利上げ対策に影響された為替の乱高下及び金融システム不安などもあり、経済の回復歩調は一進一退の状況で推移しました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、国民生活と企業活動のライフラインを支える物流業者として、如何なる時世にも顧客に対する輸送責任を果たす「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、所属船団の維持と効率配船に努めましたが、航海数及び輸送取扱いトン数が伸び悩みました。また、燃料油価格の高止まりや船舶維持管理コスト増が利益を圧迫しました。

外航事業では、第3四半期末まで建機類の輸送やスポット案件が好調に推移したことに加え、ドル建て海上運賃の収益改善を受け、前期実績を大幅に上回る売上・利益を確保できました。

港運事業では、前期マイナス要因となっていた海上運賃高騰や海上コンテナ不足などの事案は解消しました。倉庫部門及び国際輸送部門などの他部門と連携し、新規貨物受注に努めました。

倉庫事業では、兵庫埠頭物流センター内に3棟目となる危険品倉庫を増築し、危険品取扱いの更なる強化に努めると同時に、大阪物流センターでの毒劇物貨物の集荷営業を展開しました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

当期の売上高は18,387百万円（前期比2,300百万円増 114.3%）と増収になりました。なお、第4四半期に老朽化した倉庫の修繕実施39百万円、人的資本投資の一環として従業員ヘインフレ特別一時金30百万円を支給しました。また、社内規程（賃金規則）の改定により、賞与引当金の対象期間を見直し、2023年度の夏季賞与支給見込み額158百万円を当期末で引当計上したことにより、第3四半期決算開示時点で累計798百万円であった経常利益は609百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は442百万円（前期比83百万円増 123.2%）となりました。

(事業の成果)

取扱輸送量	3,941千屯	前期比	42千屯 減	(98.9%)
売上高	18,387百万円	前期比	2,300百万円 増	(114.3%)
営業利益	548百万円	前期比	60百万円 増	(112.3%)
経常利益	609百万円	前期比	86百万円 増	(116.5%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	442百万円	前期比	83百万円 増	(123.2%)

■内航事業

上半期の鋼材及び原材料スクラップの鉄鋼輸送は、前年同期比で28%増と好調に推移しましたが、下半期は荒天による停船やメーカーの出荷調整などで伸び悩み、通期では前年同期比4.5%減の輸送量となりました。また、所属船の傭船料改定、燃料油価格の高止まり及び船舶維持管理コスト増、さらには乗組員の退職による社舫の不稼働などの影響もありました。

結果としまして、取扱量が1,739千トン（前期比93.9%）と減少しました。売上高は6,729百万円（前期比97百万円増 101.5%）と微増となりましたが、営業利益は164百万円（前期比108百万円減 60.1%）と減益になりました。

■外航事業

当社が極東ロシア向けとして定期的に海上輸送を請け負っていた主力国内貨物は、期初より輸出が取り止められ、配船計画の見直しを実施いたしました。一方で、新たに受注した建機類の輸送が好調に推移した事に加えて、円安ドル高の為替相場において、ドル建て運賃の海上輸送契約が利益を押し上げました。しかしながら、第4四半期は建機類の輸送契約が終了したことにより、再度配船計画の見直しを迫られました。

結果としまして、売上高は3,129百万円（前期比1,162百万円増 159.1%）、営業利益は247百万円（前期比138百万円増 227.1%）と大幅な増収増益になりました。

■港運事業

2020年半ばから続いていた、海外港湾労働者不足や海上コンテナ不足による海上輸送費の高騰は落ち着きを取り戻しました。一方で、原材料供給不足による輸出入スケジュール遅延や昨年12月以降の中国ゼロコロナ政策見直しに起因する急激な感染拡大により中国発着貨物の取扱量減少など、不安定な状況下での営業活動となりました。前期より堅調な小売り用食品輸入取り扱いを維持させつつ、倉庫部門など他のセグメントと一体となった営業活動を推進させ、新規貨物の獲得に努めました。

結果としまして、売上高は6,867百万円（前期比882百万円増 114.8%）と増収になりましたが、営業利益は66百万円（前期比17百万円減 79.1%）と減益となりました。

■倉庫事業

兵庫埠頭物流センターでは、前期末に倉庫用地を取得したことにより、原価の圧縮効果が見られました。また、前期に引き続き危険品貨物取扱が順調に推移しました。大阪物流センターでは、小規模ながら高単価の毒劇物取扱いが軌道に乗り始め、収益の改善が見られました。姫路地区倉庫においては、輸出鋼材貨物の取扱いが堅調に推移し、収益の底上げができました。一方で、倉庫事業全体として普通品貨物の作業や保管業務は、収益性が改善せず苦戦を強いられました。

結果としまして、売上高は1,660百万円（前期比156百万円増 110.4%）、営業利益は70百万円（前期比47百万円増 311.3%）と増収増益になりました。

■事業別実績

事業区分	取扱輸送量	売上高	営業利益
内航事業	1,739千屯	6,729百万円	164百万円
外航事業	218千屯	3,129百万円	247百万円
港運事業	1,732千屯	6,867百万円	66百万円
倉庫事業	251千屯	1,660百万円	70百万円
合計	3,941千屯	18,387百万円	548百万円

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、欧米に遅れながらもウィズコロナへと一歩進んだ日本国内の景気は、個人消費の増加やインバウンド需要の回復が内需拡大に寄与し、緩やかに回復していくと予想されます。しかしながら、ウクライナ危機の長期化懸念、米中対立の深刻化など、国際情勢の複雑化や社会経済構造の変化に関連し、経済安全保障政策が強化されております。特に海外貿易の分野では、自由で効率的な企業活動に一定の制限を受ける事による物流の停滞、ならびに欧米の主要中央銀行の利上げと金融システム不安による、世界的な景気後退が国内経済に波及する懸念が拭えません。

そのような状況下、内航事業では船舶燃料油価格高止まりが続いており、また、安全運航維持に欠かせない船体ドック費用及び新船建造費の高騰もあり、企業利益を圧迫しております。引き続きコスト上昇分を価格に反映できるよう、顧客にご理解をいただく交渉を続けてまいります。また、船員の安定的確保には待遇、労働環境の改善及び若年船員の人材育成が不可欠です。船舶リプレース計画としての新船建造の際には船員育成登録船を増強し、国内物流の一翼を担う基幹的輸送インフラの内航海運業者として、社会的使命を果たしてまいります。

外航事業では、当期好調だった建機類の輸送の代替航路として中国経由、中央アジア向け貨物の獲得を目指します。また、海外プロジェクト案件の集荷代理店契約先と中国船会社との三国間協定を締結し、三国間輸送の取扱いに注力してまいります。国際複合輸送事業につきましては、スポット案件の受注に努めるとともに、欧州、南米など輸送実績の無い国での輸送サービスの提案ができるよう、新規海外代理店との提携を推進してまいります。

港運事業では、事業連携に欠かせない海上コンテナ輸送業者、トラック輸送業者への業務委託

に関して間近に迫っている2024年問題、すなわちドライバー不足による物流の停滞が港湾地区においても業界全体の喫緊課題として対応策を講じる必要があります。顧客に対し早期に周知し、コスト上昇分の価格転嫁に理解を求め、これまでと同様の物流サービスを提供できるよう、当社協力会社のネットワークを強化してまいります。また、売上高は増収しているものの、営業利益率は伸び悩んでおりますので、管理経費の圧縮及びシステム運用を活用し業務効率化を進め、収益性の改善に努めてまいります。

倉庫事業では、昨年11月に兵庫埠頭物流センター内に3棟目となる危険品倉庫を増設しました。開設と同時に満床となり、作業品質面も含めて顧客より好評価をいただいております。今後は、姫路地区、大阪地区はもとより、地方港においても当社元請けで危険品貨物の取扱いができるよう、パートナーとなる危険品取扱業者の協力体制を構築してまいります。一方で、普通品倉庫で取り扱う一般貨物の作業料金及び保管料金に関しましては、他のセグメントと同様に既存顧客への値上げ交渉を進め利益率を改善させるとともに、倉庫部門独自の営業展開も強化し、国内外貨物を問わず集荷営業に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、368百万円となりました。その主なものは、建物253百万円、車輛21百万円等であります。なお、これらに必要な資金は、自己資金で賄っております。

(4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 77 期 2020年3月期	第 78 期 2021年3月期	第 79 期 2022年3月期	第 80 期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高	13,982	13,001	16,087	18,387
営 業 利 益	272	186	488	548
経 常 利 益	318	209	523	609
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	161	324	358	442
1株当たり当期純利益	138円65銭	277円56銭	305円94銭	375円07銭
総 資 産	11,236	11,628	12,618	12,794
純 資 産	2,535	3,081	3,456	4,000
1株当たり純資産額	2,171円30銭	2,638円37銭	2,942円72銭	3,388円51銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
K.S.LINES S.A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、
貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況 (2023年3月31日現在)

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社 (*1)					16
本社営業部 (*1)			30		
倉庫部 (*1)				52	
通関部 (*1)			10		
内航海運部 (*2)	22				
東京支店 (東京都中央区)			5		
大阪支店 (大阪市住之江区)			19	5	
姫路支店 (姫路市飾磨区)	35		3	24	
中国支店 (岡山県倉敷市)			5		
外航部 (*3)		11			
合 計	57名	11名	72名	81名	16名
	237名 <6名増> 平均年齢44.9歳 平均勤続年数15.6年				

- (注) 1. *1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター（神戸市兵庫区）の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. *2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. *3印の外航部は、本社（運航・国際輸送）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,241百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	950百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	816百万円
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	750百万円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数 (2023年3月31日現在)

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
4,000,000株	1,224,000株 (自己株式39,641株を含む)	1,563名 (前期比264名増)

② 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	67,100株	5.67%
ふたば会 (取引先持株会)	56,515株	4.77%
各務正人	45,000株	3.80%
兵機海運株式会社従業員持株会	33,446株	2.82%
株式会社みなと銀行	29,000株	2.45%
有限会社山広運輸興業	28,500株	2.41%
大東洋治	21,800株	1.84%
株式会社三井住友銀行	20,200株	1.71%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	20,000株	1.69%
株式会社SBI証券	18,335株	1.55%

- (注) 1. 当社は、自己株式として39,641株を保有しておりますが、表記はしておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	6,000株	5名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. 会社の状況に関する事項 (2)会社役員の状況

④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
代表取締役専務	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	橋田 光夫	外航事業担当 AEO総括管理責任者
常務取締役	大東 慶治	営業副本部長 倉庫部長 AEO法令監査責任者
取締役	内田 一彦	姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長
取締役 (監査等委員・常勤)	松本 利晴	
社外取締役 (監査等委員)	五島 大亮	神戸市議会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士
社外取締役 (監査等委員)	濱田 在人	濱田在人税理士事務所代表 社会福祉法人坂田福社会監事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏は、社外取締役ではありません。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の異動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
2022年 6月23日	田中 康博	<退任>	財務管理本部長 財務部長 関連会社担当
2022年 6月23日	安積 拓也	<退任>	管理部長兼内部監査室管掌
2022年 6月23日	大東 慶治	常務取締役 営業副本部長 倉庫部長 AEO法令監査責任者	取締役 営業副本部長 倉庫部長 AEO法令監査責任者
2022年 6月23日	内田 一彦	取締役 姫路支店ヤマトスチール事業部 統括部長	<新任>

7. 事業年度末日後の役員の異動等

日付	氏名	(新)	(旧)
2023年 4月1日	内田 一彦	取締役 管理部担当	取締役 姫路支店ヤマトスチール事業部 統括部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)五島大亮氏及び社外取締役(監査等委員)濱田在人氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会にて検討し、監査等委員会による意見聴取を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会及び監査等委員会での判断が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の報酬体系は、それぞれが担当する職務の適切な執行の対価としての基本報酬、及び企業価値の継続的な向上を目的とするインセンティブを効かした報酬の支給構成を基本方針としております。

具体的には、株主総会の決議によって総額の限度が定められた金銭での報酬体系においては、役位と職責に応じて定められる金銭固定型の基本報酬を設けるとともに、企業価値の継続的な向

上、または株主との一層の経済的価値の共有を目的とするインセンティブを効かした報酬として、事業年度中の業績の達成度を算定の基とする、業績連動型の金銭報酬を賞与として位置付ける構成としております。また、前段の金銭報酬による限度枠とは別枠で、株主総会の決議において定められた非金銭による報酬体系として運用する譲渡制限付株式報酬制度は、株主との一層の経済的価値の共有を目的とし、インセンティブを効かした報酬と位置付けております。これら各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとします。

- b. 個人別の基本金銭報酬の算定方法の決定の方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の金銭固定報酬と位置付け、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案した上で、その上限枠を設定しております。

個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定については、諮問委員会において各取締役の役員等を踏まえ、取締役会が定める規定に基づいて事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、取締役会において審議されます。審議結果の執行は、取締役会での合意の下に代表取締役社長に授権されます。

- c. 個人別の業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与については、諮問委員会で当該事業年度の利益、直近3事業年度の実績平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の状況を考慮して事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、事業年度中の業績の達成度合い（評価指標）に応じて、取締役会での支給判断と総額が最終決定されます。

個々の報酬額については、概ね基本報酬の比率を基本とした配分計画のもと職務実績等を踏まえ、その配分は取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任され、期末に支払われます。

なお、支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である連結経常利益を用いることとし、賞与総額の決定は連結経常利益の一定割合を上限として設定しております。

- d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等については、譲渡制限付の自社普通株式による報酬とし、株主との一層の価値共有を中長期にわたり実現することを目的とするインセンティブを効かした報酬体系の一環と位置付けております。当社は、株主総会の決議によって定められた金銭での報酬総額とは別枠で、同じく株主総会にて定められた譲渡制限付株式の付与のための報酬額の範囲で、業務執行をおこなう取締役に對し、金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させて、譲渡制限付株式を割り当てます。なお、割当のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間7千株以内、年額24百万円以内と定めております。1株当たりの払込金額は取締役に特に有利にな

らない範囲で適切な方法で算出され、株式の割当数の各対象取締役への具体的な配分についても取締役会が定める制度規程の運用により、適切に取締役会において決定されます。また、同制度による支給時期は、定時株主総会後の取締役会にて支給判断をおこない、1ヵ月以内に譲渡制限付株式を割り当て、退任退職時に制限を解除することと定めております。

- e. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である基本報酬と賞与としての業績連動報酬については、諮問委員会による立案諮問段階で適正性、監査等委員会による事前検討で公正性、取締役会による審議決議で総合的な妥当性がそれぞれの立場で検討されるプロセスを経ております。

また、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役の会社への誠実性が問われる報酬でもあることから、安定した業績を前提に経営陣として着実な実績の積み重ねを支給方針とした制度設計のもと、取締役会が公正な規程運用を承認するプロセスを経ております。

取締役に支払われる各報酬等の割合の決定の方針については、これらプロセスにおいて、各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとしております。インセンティブを効かした報酬体系においては、その目標が達成されたと判断された場合、基本報酬に対するその割合を取締役会にて協議調整することを方針としております。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定内容に委任に関する事項を含む。）

個人別の報酬額については取締役会の合意のもと、代表取締役社長に委任されます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与としての業績連動報酬の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬に係る支給対象取締役の認定及び株式無償取得すべき事由があった場合の最終判断です。金銭報酬の総額並びに個人別の報酬額は、諮問と立案の機関（諮問委員会）、事前検討の機関（監査等委員会）、審議決議の機関（取締役会）と個別機関でそれぞれの立場から精査検討されたものについて、最終の執行権限者は、明確な事由を提示しない限りそのプロセス結果を尊重しなければならない方針としております。また、譲渡制限付株式報酬は、定められた規程に基づく適切な運用実施を遵守する方針としております。

- g. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、金銭（固定）報酬のみとしております。監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額については、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	74 (-)	58 (-)	6 (-)	8 (-)	7 (0)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	12 (4)	12 (4)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち、社外取締役)	86 (4)	70 (4)	6 (-)	8 (-)	10 (2)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益500百万円であり、その実績は609百万円です。当該指標を選択した理由は、事業全般の業績を定量的に確認し、評価できるからであります。当社の業績連動方式は、職位別の基本報酬に対して一定割合を上限に算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付の当社普通株式であり、割当ての際の条件等は、「2.会社の状況に関する事項 (2)会社役員の状況 ④取締役の報酬等 イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等 d.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (時期又は条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.会社の状況に関する事項 (1)株式の状況 ③当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、7名です。
また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第78回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の員数は、6名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会最終時点の取締役(監査等委員)の員数は、4名(うち、社外取締役は3名)です。
6. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議(2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議)に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。
7. 取締役(監査等委員である取締役を除く、以下同様)の基本報酬の金額及び業績結果に応じた賞与の評価配分は、取締役会合意のもと、代表取締役社長大東洋治に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、担当する役位に応じた職責と職務実績等について評価を行うには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。また、権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前の個別機関で精査検討されたプロセス結果を明確な事由を提示しない限り尊重しなければならない方針としております。なお、監査等委員である取締役の基本報酬の額は監査等委員である取締役の協議により決定しており、賞与金額については取締役への賞与支給に準じた内容にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

- ・取締役(監査等委員)五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)濱田在人氏は、濱田在人税理士事務所代表及び社会福祉法人坂田福祉会監事を兼ねております。当社と同事務所及び同法人との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 五島大亮	<p>当事業年度中に開催された取締役会13回のうち10回に、また監査等委員会11回のうち9回に出席しました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、取締役の意思決定とその業務執行について、適正性の確認及び監督を行っております。</p> <p>また、取締役会において、定量的な観点から経営計画や事業計画について助言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員) 濱田在人	<p>当事業年度中に開催された取締役会13回のうち12回に、また監査等委員会11回のうち10回に出席しました。</p> <p>企業税務に精通する税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、税務に関するアドバイスや計算書類上の適正性の検討及び監督を行っております。</p> <p>また、取締役会において、取締役及び幹部社員の人事について意見表明を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査法人の適正性と報酬の妥当性の検討や、消費税インボイス制度と改正電子帳簿保存法への対応状況の確認を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当」と定め、安定配当を基本としつつEPS(1株当たり当期純利益)100円を上回る場合は配当性向30%レベル又は1株当たり50円のいずれか高い基準での配当を方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,856	流 動 負 債	4,596
現金及び預金	1,790	支払手形	187
受取手形	29	買掛金	957
売掛金	1,773	短期借入金	2,884
契約資産	11	リース債務	42
短期貸付金	45	未払法人税等	175
貯蔵品	31	契約負債	61
前払費用	87	賞与引当金	161
未収消費税等	5	その他	125
その他	91	固 定 負 債	4,197
貸倒引当金	△9	長期借入金	3,510
固 定 資 産	8,937	リース債務	63
(有形固定資産)	(6,977)	繰延税金負債	106
建物・建物附属設備	3,310	退職給付に係る負債	462
船舶	671	未払役員退職慰労金	11
土地	2,566	船舶修繕引当金	42
リース資産	118	負 債 合 計	8,793
その他	310	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(84)	株主資本	3,229
借地権	4	資本金	612
リース資産	40	資本剰余金	33
その他	38	利益剰余金	2,675
(投資その他の資産)	(1,876)	自己株式	△91
投資有価証券	1,804	その他の包括利益累計額	770
長期貸付金	10	その他有価証券評価差額金	767
長期前払費用	1	繰延ヘッジ損益	3
その他	68	純 資 産 合 計	4,000
貸倒引当金	△9	資 産 合 計	12,794
資 産 合 計	12,794	負債及び純資産合計	12,794

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	18,387
売上原価	15,737
売上総利益	2,650
販売費及び一般管理費	2,102
営業利益	548
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	54
持分法による投資利益	11
受取出向料	3
その他	40
営業外費用	
支払利息	37
その他	10
経常利益	609
特別利益	
固定資産売却益	16
特別損失	
関係会社清算損	2
税金等調整前当期純利益	623
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	247 △65
当期純利益	442
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	442

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,852	流 動 負 債	4,592
現金及び預金	1,785	支 払 手 形	187
受取手形	29	買 掛 金	953
売掛資産	1,773	短 期 借 入 金	2,884
短期貸付	11	リ ー ス 債 務 金	42
貯蔵品	45	未 払 法 人 税 等	53
前払費用	31	未 払 法 人 税	175
未収消費税	88	預 約 負 債 金	71
その他の金	5	契 約 与 引 当 金	61
	91	賞 与 引 当 金	161
貸倒引当金	△9	固 定 負 債	4,139
固 定 資 産	8,666	長 期 借 入 金	3,510
(有形固定資産)	(6,977)	リ ー ス 債 務 金	63
建物・建物付属設備	3,310	繰 延 税 金 負 債	78
構築物	250	退 職 給 付 引 当 金	462
機械及び装置	20	未 払 役 員 退 職 慰 勞 金	11
船舶	671	船 舶 修 繕 引 当 金	12
車輜運搬器具	17	負 債 合 計	8,732
器具備品	21	純 資 産 の 部	
土地	2,566	株 主 資 本	3,017
リース資産	118	資 本 金	612
(無形固定資産)	(84)	資 本 剰 余 金	33
借地権	4	資 本 準 備 金	33
電話加入権	9	利 益 剰 余 金	2,456
施設利用権	0	利 益 準 備 金	153
リース資産	40	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,303
ソフトウェア	29	別 途 積 立 金	600
(投資その他の資産)	(1,604)	繰 越 利 益 剰 余 金	1,703
投資有価証券	1,530	自 己 株 式	△84
関係会社株	20	評 価 ・ 換 算 差 額 等	768
長期貸付	82	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	765
長期保証	35	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
その他の金	35	純 資 産 合 計	3,786
貸倒引当金	△98	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,518
資 産 合 計	12,518		

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		18,364
売上原価		15,702
売上総利益		2,662
販売費及び一般管理費		2,102
営業利益		560
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	55	
受取出向料	3	
その他の	40	100
営業外費用		
支払利息	37	
その他の	10	48
経常利益		612
特別利益		
固定資産売却益	9	9
特別損失		
関係会社清算損	2	2
税引前当期純利益		619
法人税、住民税及び事業税	247	
法人税等調整額	△66	180
当期純利益		438

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 岩子洋介 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 東本浩史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

大阪府大阪市

指定社員 公認会計士 岩子洋介 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 東本浩史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぱの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぱの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 濱 田 在 人 ㊟

(注) 監査等委員五島大亮及び濱田在人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

<MEMO>

株主総会会場ご案内図



会場

神戸市中央区下山手通
四丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交通

市営地下鉄 西神・山手線

「県庁前駅」下車すぐ

JR西日本「元町駅」・

阪神「元町駅」

下車 徒歩 約10分

